

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年1月31日

【事業年度】 第17期(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

【会社名】 株式会社セルシス

【英訳名】 C E L S Y S , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野 崎 慎 也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木四丁目27番25号

【電話番号】 03-3372-3156 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 伊 藤 賢

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木四丁目27番25号

【電話番号】 03-3372-3156 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 伊 藤 賢

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	平成18年10月	平成19年10月
売上高 (千円)	463,722	549,235	679,661	1,120,480	1,773,138
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△172,514	7,985	31,126	88,278	71,887
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△173,210	3,171	28,559	75,247	38,566
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	226,771	305,971	398,455	548,455	735,762
発行済株式総数 (株)	4,057	5,047	7,545	26,385	29,451
純資産額 (千円)	242,492	336,063	549,840	925,088	1,338,001
総資産額 (千円)	462,632	554,291	773,697	1,180,453	1,659,032
1株当たり純資産額 (円)	43,010.29	66,586.84	72,874.82	35,061.14	45,431.45
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△46,462.16	649.26	4,481.97	3,055.37	1,331.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	1,252.48
自己資本比率 (%)	52.4	60.6	71.1	78.4	80.6
自己資本利益率 (%)	—	1.1	6.4	10.2	3.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	101.4
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	27,645	55,155	195,152	35,161
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△126,508	△113,567	△205,953	△206,733
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	80,729	176,129	245,819	343,580
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	141,053	258,770	493,788	665,796
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	53 〔15〕	52 〔21〕	60 〔30〕	89 〔85〕	119 〔102〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第13期の1株当たり純資産額については、期末純資産額から新株式払込金を控除して計算しております。
- 5 第13期、第14期、第15期および第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権および新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 6 第13期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7 第13期、第14期、第15期および第16期の株価収益率は当社株式が非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。
- 8 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 9 第14期、第15期および第16期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第17期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けておりますが、第13期については、当該監査を受けておりません。
- 10 当社は平成18年9月5日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。
なお、第16期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

2 【沿革】

年月	概要
平成3年5月	神奈川県横浜市緑区にコンピュータとグラフィックの融合する領域で、オリジナリティーのある事業活動を行うことを目的とした、株式会社セルシス(資本金10,000千円)を設立。
平成4年4月	本社を東京都渋谷区代々木三丁目13番4号に移転。
平成5年9月	業務用アニメ制作ソフトウェア「RETAS!PRO Ver.1.0」発売。
平成7年5月	本社を東京都渋谷区代々木四丁目23番13号に移転。
平成8年3月	本社を東京都渋谷区代々木三丁目43番3号に移転。
平成10年10月	本社を東京都渋谷区代々木四丁目27番25号に移転。
平成13年8月	マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio Ver.1.0」発売。
平成15年11月	KDDI(au)「CDMA 1X WIN(Java版)」で携帯電話向けマンガビューア「ComicSurfing」が公式ビューアとして採用。「コミックステーション」で本格的携帯電話向け電子コミック配信サービスが始まる。
平成15年12月	電子コミック制作ソフトウェア「ComicStudio Enterprise」発売。
平成16年6月	NTT DoCoMo「FOMA 900iシリーズ」向けコミック配信サービス「まんが稲妻大革命」で「ComicSurfing」採用。
平成16年12月	Vodafone(現ソフトバンク)「Vodafone live!」向け電子コミックサイト「Handyブックショップ」で「ComicSurfing」採用。
平成18年10月	携帯電話向けマンガビューア「ComicSurfing」は、小説などの文字系コンテンツ閲覧にも対応した総合電子書籍ビューア「BookSurfing」へバージョンアップ。
平成18年12月	名古屋証券取引所セントレックス市場へ株式を上場。
平成19年7月	総合電子書籍ビューア「BookSurfing」がウィルコム社製のスマートフォン「Advanced / W-ZERO3 [es]」に対応。

3 【事業の内容】

当社は、日本の誇るコンテンツ文化であるアニメ、マンガ産業がより活性化することを目的に、様々な角度からIT技術で支援しております。

アニメ作品、マンガ作品の制作をパソコンで可能にするソフトウェア、また、第3世代携帯電話を中心とした新しいデジタルメディアでマンガ作品が読めるビューア（※1）や、そのオーサリング（※2）ツールなど、アニメ、マンガ産業のニーズに特化した開発を行っております。

このような技術開発を基に当社におきましては、ツール事業、モバイル事業およびマルチメディアコンテンツ事業の3事業を営んでおります。

ツール事業におきましてはアニメ作品、マンガ作品の制作がパソコンでできるアプリケーションソフトウェア開発・販売をおこなっております。

モバイル事業におきましては、携帯電話向けマンガビューアおよびそのオーサリングツールの開発・販売から配信コンテンツの受託制作まで、マンガのデジタル配信に関するトータルなソリューションを提供しております。

またマルチメディア（※3）コンテンツ（※4）事業におきましては受託によりインタラクティブ性の高いコンテンツ制作を行っております。

各事業の具体的な内容は次のとおりであります。

(1) ツール事業

ツール事業におきましては、アニメ、マンガの制作現場のデジタル化をめざし、アニメ制作ソフトウェア「RETAS!PRO」シリーズおよびマンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」シリーズの企画から開発まで、すべて自社内で行っております。当社では「RETAS!PRO」および「ComicStudio」を、作品を創り出すための道具（ツール）と位置づけており、その由来を以って同事業を「ツール事業」と称しております。

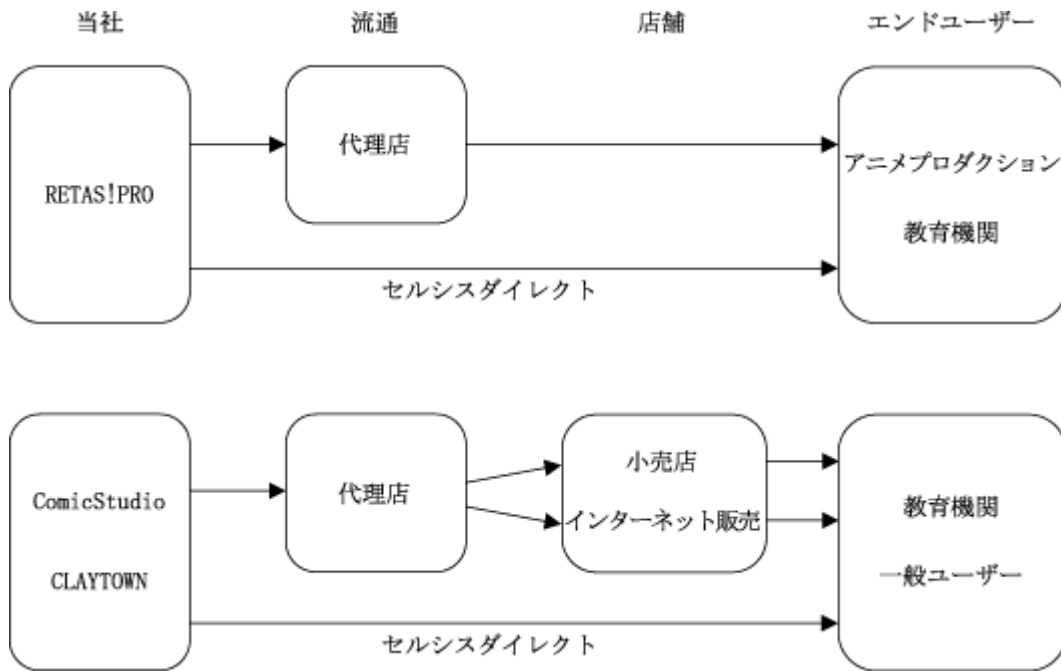
「RETAS!PRO」は、業務用のアニメ制作ソフトウェアのデファクトスタンダードとして、国内外のアニメプロダクションおよび学校に販売しており、現在国内でオンエアされているTVアニメのほぼ全てに使用されております。「RETAS!PRO」の主な売上形態は、

①直販または販売代理店を通してのパッケージ販売、

②初期購入費用が発生しないライセンス数および利用月数に応じた従量課金サービス「R・L・S（レタスプロ・ライセンス・サービス）」となっております。

また、プロフェッショナル・アマチュアを問わずマンガ作家をターゲットユーザーとしたパッケージソフトウェア「ComicStudio」シリーズと、コンシューマー向けのコマ撮りアニメソフトウェア「CLAYTOWN」は、主に、①PC流通業者・小売業者、②当社が運営するEコマースサイト「セルシスダイレクト」を通して販売しております。

ツール事業の系統図は、次のとおりであります。



「RETAS!PRO」シリーズ

次のような製品があります。

STYLOS HD	レイアウト・原画・動画の作成から作画修正、影指定など、作画工程をカバーするデジタル作画ツール
TraceMan HD	紙に描かれた動画や背景画をコンピュータに取り込み、ペイントに適した画像へトレース処理を行うスキャンングおよびトレースツール
PaintMan HD	動画の彩色から色指定、特殊効果、セル検査など、仕上げ工程をカバーするペイントツール
CoreRETAS HD	彩色されたセルや背景などの素材を組み合わせ、カメラワークや特殊効果をつける撮影ツール
QuickChecker	紙に描かれた原画や動画をビデオカメラを使って画像として取り込み、動画のチェックを行うラインテストツール

「ComicStudio」の主な機能

マンガ制作の全ての工程をPC上で行え、イメージした作品に仕上がるまで、何度でも簡単に修正を行うことができます。次のような機能があります。

機能	機能の内容
原稿用紙の設定	テンプレートから4コママンガ、ハガキサイズ、提携印刷所入稿用など好みの原稿用紙を選択したり、オリジナルの原稿用紙を作ることができます。
ラフなページ構成の制作	「鉛筆ツール」を使用し、ページの上にマンガの設計図となるネーム（絵コンテ）を描くことができます。
下描き	ネーム（絵コンテ）を元に「鉛筆ツール」で下描きをすることができます。
コマ割り	コマを割りたい部分を「枠線定規カットツール」でカットすることにより、簡単にコマ枠線を作成できます。
ペン入れ（絵を描く）	下描きを元に「ペントール」で綺麗にペン入れをできます。
背景	写真や3Dデータをベースにしたり、定規機能を使って背景を描くことができます。
仕上げ・効果線	作品に集中線や効果線を入れられます。
仕上げスクリーントーン	選択した範囲にドラッグ&ドロップでトーンを貼り付けることができます。
セリフ入力	フキダシを作成しセリフを入力することができます。

「ComicStudio」の特徴

次のような特徴があります。

特徴	特徴の内容
マンガ制作をトータルにサポート	PC上で「マンガを描く」という機能に加え、道具や素材の入手、完成した作品の出力や発表等「マンガを描く」以外のマンガ制作のプロセスをサポートする機能やサービスまでトータルに提供します。
手描きと変わらない自然なペインタッチ	「ベクトルマップテクノロジー」と高度な筆圧感知機能により、紙と変わらない描き心地と自然なペインタッチを再現します。
デジタルならではの簡単なトーン作業	解像度に依存しないトーンデータを生成するため、デジタルマンガ特有の「モアレ」の心配がなく、時間のかかるトーン作業も簡単です。有名ブランドトーンをはじめ多数のトーン素材を収録しています。
制作時間の短縮・作業効率の大幅アップ	ペン入れ後の線の描き直しやトーンの貼り替え、セリフの修正など、変更・修正が思いのままなので作業効率が大幅にアップします。
ワンソース・マルチユースに対応	ベクターベースのComicStudioフォーマットだから繊細で高品位な印刷結果はもちろん、印刷所へのデジタル入稿や画像を変換してWebに掲載するなど作品をマルチユースできます。
新しいマンガ表現の可能性	多彩な機能を使ってアナログにはない特殊な技法も思いのまま。デジタルならではの新しい表現が可能なので創造力が無限に広がります。

(2) モバイル事業

モバイル事業におきましては、ツール事業の基盤をベースに「ケータイでマンガを読む」という新しい生活習慣・新しい文化の創造を目的として、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社 (au)、ソフトバンクモバイル株式会社による第3世代携帯電話をターゲットに、

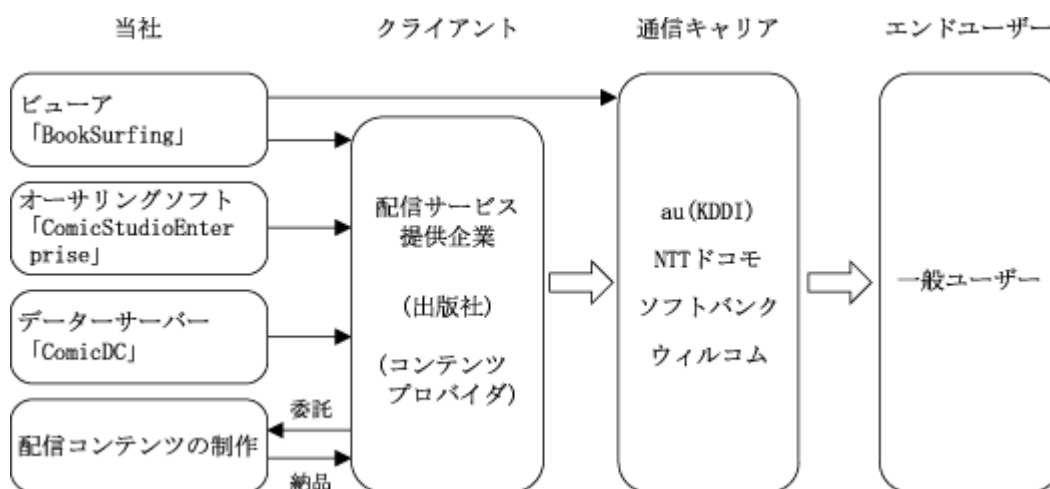
- ① 携帯電話機でマンガを中心としたコンテンツの閲覧を可能にした総合電子書籍ビューア「BookSurfing」の開発・販売（単体での使用許諾および携帯電話機への初期導入（組み込み）用としての使用許諾）
- ② マンガなどのデータを携帯電話配信用に加工するためのオーサリングソフトウェア「ComicStudioEnterprise」の開発および販売
- ③ 配信サービス提供事業者などからの受託による「ComicStudioEnterprise」を用いての配信コンテンツの制作（既存マンガの電子データ化）
- ④ コンテンツ配信・仲介用のデータサーバー「ComicDC」の開発およびレンタルなどを、ワンストップに提供しております。

現在主流となっている第3世代携帯電話は、パケット通信料の定額化、大容量コンテンツを高速に転送できる通信速度の向上、画面の高解像度化などにより、マンガ作品に代表される複数の精細画像で構成されるコンテンツのプラットフォームとして十分な能力を持っております。

携帯電話向けマンガビューア「ComicSurfing」（現総合電子書籍ビューア「BookSurfing」）は、パケット定額制サービス開始と同時にKDDI株式会社 (au) の公式マンガビューアとして採用されており、エンドユーザーの利用に応じて同社から当社に対して直接ビューア使用料が支払われます。その他の通信キャリアにおいてもデファクトスタンダードとなっており、これらを介した配信については、エンドユーザーの利用に応じて配信サービス提供事業者等から当社に対してビューア使用料が支払われます。

本事業の主な売上構成は、上記の「BookSurfing」に関するビューア使用料のほか、「ComicStudioEnterprise」の販売およびこれを利用したコンテンツの受託制作料、ならびに「ComicDC」に関するサーバー利用料となっております。

モバイル事業の系統図は、次のとおりであります。



「BookSurfing」による電子書籍の表示方式

次の3つの方法があります。

紙芝居ビュー	マンガ、アニメ、写真集等の画像を、画面サイズに合わせ1枚ずつ紙芝居のように展開する表示方式
スクロールビュー	1枚のページ画像をスクロールしながら再生する表示方法
テキストビュー	縦書き／横書きに対応し、小説等のテキストを表示する表示方式

「BookSurfing」の特徴

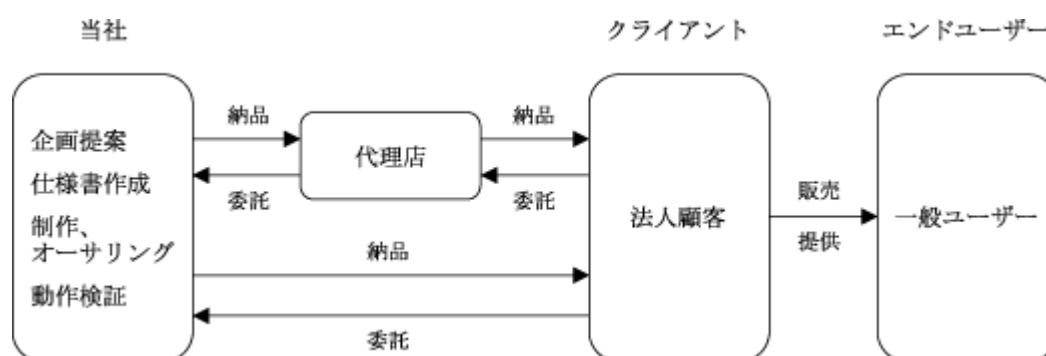
次のような特徴があります。

機能	機能の内容
サウンド	ストーリーにあわせて効果音やテーマ曲を鳴らすことができます。
バイブレーション	ストーリーにあわせて携帯電話をバイブレーションさせ臨場感を高めることができます。
ホットスポット・URLジャンプ	指定したサイト（URL）へリンクすることができます。
字幕	字幕やお知らせなどの文字列をスクロールして表示することができます。
豊富な画面効果	画面や場面の切替え時に80種類を超える演出をつけることができます。
フキダシの拡大	小さな文字も読みやすいようにフキダシを拡大することができます。
パラパラアニメ機能	1回の操作で数枚の画像が自動で進行し、簡易アニメーション的な演出ができます。
分岐設定	選択肢を作成し、回答内容によってストーリーが展開する分岐の設定ができます。

(3) マルチメディアコンテンツ事業

マルチメディアコンテンツ事業におきましては、法人顧客からの受託によって、インタラクティブ性の高いコンテンツを中心に年間約200タイトルを制作しております。教育ソフト、テレビ番組向けゲーム、雑誌付録、電子マニュアルなどの各種コンテンツを取扱い、企画提案からデザイン・プログラム・検証など、納品までの全制作工程を自社内で行っております。

マルチメディアコンテンツ事業の系統図は、次のとおりであります。



※1 ビューア

静止画や動画などのコンテンツをスムーズに閲覧するためのソフトウェア。

※2 オーサリング

文字・画像・音声・動画といった複数のマルチメディア要素をデジタル的に編集し、ひとつのデータやタイトルにまとめること。

※3 マルチメディア

コンピュータ上で文字・静止画・動画・音声など様々な形態の情報を統合して扱うこと。利用者の操作に応じて情報の表示や再生の仕方に変化が生まれる双方向性（インタラクティブ性）を有する。

※4 コンテンツ

様々なメディア上で流通する「映像」「音楽」「ゲーム」「図書・画像・テキスト」など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される「情報の内容」のこと。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
119 [102]	33.4	2.5	5,103,070

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。
3 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマーを含みます）の年間平均雇用人員であります。
4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5 従業員が最近1年間において30名増加しておりますが、これは事業拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

国内携帯電話業界におきましては、平成19年10月末で携帯電話の契約加入台数は99百万台、中でも第三代携帯電話の契約数は80百万台（平成18年10月末では58百万台、前年同期比37.0%増）と、全契約数の80%超となっております。（出所：社団法人電気通信事業者協会）

携帯電話における高速データ通信や通信料定額制の普及も相まって、ブロードバンド化が進みインターネット市場の拡大を促進し、映像、ゲーム、音楽配信等のコンテンツ分野のリッチ化が加速しており、高機能・高品質のコンテンツのニーズが高まっております。

当社を取り巻く環境、携帯電子書籍分野は引き続き伸長しております。とりわけ電子コミックは、市場のけん引役として生活の中にもますます浸透していくものと考えております。

このような市場環境の中、当社の中核事業として位置付けられたモバイル事業の成長を計るため、当中間期以降において、積極的にモバイルコンテンツ受託制作を手掛け、経営リソースを集中いたしました。

また、今後の会社の成長を見据え事業基盤の充実をはかり企業価値を高めるため、さらなる社内体制全般の強化を行いました。

その結果、当事業年度の売上高は1,773,138千円（前年同期比58.2%増）となりました。

一方利益面につきましては、携帯電子書籍市場の拡大に向けた施策を積極的に推進したことにより、売上総利益が当初計画より低く推移したこと、今後の中期的な業容拡大を見込んで、社内体制の強化を先行したことによる販売管理費および研究開発費の増加があり、売上高は増加しましたが営業利益は94,289千円（前年同期比0.8%増）、上場関連費用約22,000千円により経常利益は71,887千円（前年同期比18.6%減）となりました。

また、当第4四半期終盤に締結しましたモバイル事業の契約が、次期以降の売上計上へ繰り延べになったことにより利益面では前事業年度を下回りました。

当期純利益につきましては、資産を保守的に見直した結果、たな卸資産評価損、たな卸資産廃棄損およびソフトウェア償却費等、48,462千円の特別損失を計上したことにより、38,566千円（前年同期比48.7%減）となりました。

上記にありますとおり、当事業年度においては増収減益となりましたが、今期における施策は、当社の次期以降の事業展開の重要な基盤になるものとして推進させていただきました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

<モバイル事業>

平成19年10月末現在、携帯電話でマンガを中心としたコンテンツの閲覧を可能にした総合電子書籍ビューア「BookSurfing」を導入するサイト数が、通信キャリア4社で合計418サイト（前年同期比101.0%増）、提供されているコンテンツのファイル数は836,000ファイル以上（前年同期比366.6%増）となり、当社におけるビューア利用料の収入は416,568千円（前年同期比272.8%増）となりました。

なお、当事業年度から「BookSurfing」がウィルコム社製のスマートフォン「Advanced/W-ZER03 [es]」に新たに対応したことにより、通信キャリア数はa u（KDDI）、NTTドコモ、ソフトバン

クと合わせ4社となりました。

また、前述にありますとおり当中間期以降においては、当社の今後のモバイル事業の成長のための施策を推進いたしました。

この結果といたしまして、総合電子書籍ビューア「BookSurfing」を軸として推進するモバイル事業全体につきましては、電子コミックを主とした携帯電子書籍市場の拡大に伴い堅調に推移し、売上高は1,157,202千円（前年同期比102.1%増）となりました。

<ツール事業>

ツール事業につきましては、当第4四半期に、幅広いユーザーをターゲットにすることを目的としてマンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」のメジャー・バージョンアップを行い、「ComicStudio 4.0」をリリースいたしました。その結果、売上高は356,796千円（前年同期比23.0%増）となりました。

<マルチメディアコンテンツ事業>

教育ソフト、テレビ番組向けゲーム、電子マニュアル等の受託制作を行うマルチメディアコンテンツ事業においては、定顧客からの大型案件の受注と継続取引により、売上高は259,139千円（前年同期比0.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ172,008千円増加し、665,796千円となりました。

なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、35,161千円(前事業年度195,152千円)となりました。

これは主として、売上債権の増加224,829千円等資金の減少要因があったものの、税引前当期純利益23,424千円の計上に加え、減価償却費147,008千円、ソフトウェア償却費27,967千円、仕入債務の増加45,483千円等資金の増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、206,733千円(前事業年度205,953千円)となりました。

これは主として、ソフトウェア等の無形固定資産149,923千円の取得、有形固定資産27,154千円の取得、投資有価証券の取得30,000千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、343,580千円(前事業年度245,819千円)となりました。

これは主として、長期借入金の返済22,080千円があったものの、上場時の公募増資の実施等による収入365,660千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	生産高 (千円)	前年同期比 (%)
モバイル事業	713,151	151.6
ツール事業	219,258	139.8
マルチメディアコンテンツ事業	217,711	120.7
合計	1,150,121	142.4

- (注) 1 金額は、当期総製造費用によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
モバイル事業	66,938	411.8
ツール事業	86,403	143.6
マルチメディアコンテンツ事業	—	—
合計	153,342	195.1

- (注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
モバイル事業	1,352,922	201.7	293,946	299.3
ツール事業	356,796	123.0	—	—
マルチメディア コンテンツ事業	263,239	111.7	22,575	122.2
合計	1,972,959	164.9	316,521	271.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
モバイル事業	1,157,202	202.1
ツール事業	356,796	123.0
マルチメディアコンテンツ事業	259,139	100.5
合計	1,773,138	158.2

(注) 1 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ベネッセコーポレーション	187,517	16.7	182,792	10.3
プライムワークス株式会社	119,125	10.6	38,622	2.2

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題と対処の方針は次のとおりであります。

① 研究開発体制の充実

地上波デジタル放送はすでに開始され、平成23年（2011年）からは本格化することとなり、放送するコンテンツの画像も高精細化がますます重要となってまいります。

アニメ制作におきましても、地上波デジタル放送による高品位テレビへの対応は重要性を増しております。また、テレビや劇場以外のインターネットや携帯電話など新しいメディアへの対応につきましてもそのニーズが高まってきております。

さらに、現在の携帯電話は、ひと昔前のパソコンとほぼ同等の性能を有しており、当時パソコン上で動いていたゲームやコンテンツが携帯電話で再生できるようになっております。このような技術の進歩のスピードから考えますと、今後、高性能な携帯電話に向けて新しいマルチメディアコンテンツの提供サービスが始まる可能性が高いと推測しております。

当社におきましても、このような環境の変化に対応し、適時に、かつ適切にニーズに合ったサービスを提供することが可能な体制を構築していくことが重要であると認識しております。

そのためOJT等により社員のスキルアップを図る、能力の高い人材を中途採用等により適時増員するなど、研究開発体制を充実させていきたいと考えております。

② 新規事業の開拓

当社が長期的に発展し、株主の皆様のご期待にお応えしていくためには、社会に寄与することのできる有益な製品の開発や、お客様に満足できる製品の改良や改善に加え、新たな事業の創出による拡大が必須であります。これらの実現のため、当社が長年培ってきたコンピュータ・グラフィックの領域で広く業務・資本提携をも視野に入れた業容の拡大を図ってまいります。

③ コンテンツ制作体制

第3世代携帯電話におきましては、現在は最盛期を迎えており、平成20年にはネットワーク負荷のより軽減された、第3.5世代携帯電話のシェアが5割に迫ると予測されており、携帯電話加入者数の伸びは鈍化するものの機種世代交代は急速に進むと予測されております。

携帯電話の各種コンテンツ提供サービスの競争は激しさを増しており、携帯電子書籍、その中でも電子コミックにつきましても、携帯電話キャリア各社からもキラーコンテンツの一つとして認識され、既存のマンガの電子コミック化のニーズは旺盛なものとなっております。

当社におきましては、携帯電話向けの総合電子書籍ビューア「BookSurfing」の普及を促進するうえでも、マンガの電子コミック化は重要であると認識し、当期においては積極的にコンテンツ制作を推進してまいりました。

今後もコンテンツ制作を推進するため、非正規社員による人員体制の確保、制作工程の一部を外部委託するなどコンテンツ制作体制の維持に努めていきたいと考えております。

④ 経営規模拡大に伴う組織的対応について

当社は、平成19年10月31日現在、従業員数119名が在籍しておりますが、平成18年10月31日時点は89名という組織から成長をしております。今後は従来以上に情報管理を中心に各部門の組織体制や連絡体制を見直し、効率的・有効的な管理体制と情報伝達体制を確立してまいります。

⑤ 人材の確保及び育成

当社におきましては、マンガ、アニメに特化したグラフィック系のソフトウェアを独自の技術に基づいて開発を行っており、同時に携帯電子書籍市場のマーケットは成長期にあり拡大を続けております。

こういった環境に対応するため、優秀な人材の確保と育成は事業発展のための根幹となる重要な課題

と考え、即戦力となる社員の中途採用および新卒者の定期採用を行い、人材の確保を図ってまいります。また、四半期ごとに人事評価を実施するなど、人事制度面からも社員が能力を発揮するためのモチベーションを高める施策を行ってまいります。

⑥ 内部統制システムについて

当社は、平成19年1月に内部統制の基本方針を公表しており、基本方針に基づき内部統制環境を整え、円滑に運用できる体制の強化に努めております。

会社法、金融商品取引法等で求められる「内部統制システム」の構築を整備し、経営の健全性・透明性を維持・向上させ、当社の企業価値を高める取り組みを行ってまいります。

⑦ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株式の大規模買付行為に関する一定の合理的なルールの導入

1. 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本基本方針の骨子に従った具体的な対応策の導入を当社取締役会にて決議し（以下、当社取締役会で決議される当該具体的対応策を「大規模買付ルール」という。）、大規模買付ルールの内容を適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式を大規模に買付する場合には、当該買付を行う者には、遵守すべき手続があることおよび当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策とします。

2. 本基本方針の骨子

(1) 概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールは、(a)大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)大規模買付行為につき、当社取締役会による一定の評価期間を確保したうえで、株主の皆様へ当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続を定めています。

(2) 対象となる買付等

本基本方針が対象とする買付等は、次の①または②に該当する買付またはこれに類似する行為とします。

①当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付。

②当社が発行者である株券等について公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付。

3. 基本方針

当社は、平成20年1月30日開催の取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（何れも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針を次のとおり決定いたしました。

注1 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等）をい

います。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、ならびに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(a)特定株主グループが当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)または(b)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等の保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算定に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(1) 導入の理由

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、株主の皆様が特定の者の大規模買付行為を受入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社株主の皆様が大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた必要十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要であると考えます。

当社は、株主の皆様をはじめ多くのステークホルダーの下で企業活動を行っております。従いまして、大規模買付者のみならず、当社取締役会の双方からの適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、重大な影響を持ちうる大規模買付行為に対して合理的な判断を行ううえで不可欠なものと考えております。

また、昨今の日本市場においては、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされうる環境であることは否定できないと考えております。そのような環境の中で、当社は、大規模買付者による情報の提供、および当社取締役会における評価・検討といったプロセスを確保する必要があると考えております。また、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、次のとおり、当社の大規模買付行為に関する一定の合理的なルール(以下、「大規模買付ルール」という。)を策定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。これにより、株主の皆様に対して、大規模買付行為に関する判断を行うに足る必要十分な情報や当社取締役会の意見等を提供することが可能となり、株主共同の利益および当社の企業価値に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は最善の対抗措置を検討し実行する方針であります。

(2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、(a)大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(b)それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

①情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただきます。大規模買付情報の主な項目は、次のとおりです。

- i 大規模買付者およびそのグループの概要
- ii 大規模買付行為の目的および内容
- iii 当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- iv 大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要

上記 i から iv に関しましては取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

- v 大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

当社は、かかる意向表明書を受領後 5 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき大規模買付情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

②大規模買付情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものと考えられます。従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為が為された場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に

反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様へ説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当該買付提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は当社の企業価値および当社株主の皆様利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には次に掲げる何れかの類型に該当すると判断される場合に、当社の企業価値または当社株主の皆様利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- i 真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引取らせる目的であると判断される場合
- ii 当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買収買付者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- iii 当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかまたは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

当該大規模買付行為が株主共同の利益または企業価値を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および当社の株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善の対抗措置と判断したものを選択いたします。

例えば、具体的対抗策として、当社取締役会が一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。

また、具体的対抗措置として、株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、大規模買付者又は一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

③特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断が為されることを防止するための独立機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公平不偏の態度で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外役員および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

本対応方針が、企業価値・株主共同の利益の確保およびその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。

(4) 株主および投資者の皆様にご与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社の株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。しかしながら、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断が為されることを防止するための独立機関として、特別委員会を設置いたします。

対抗措置として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続は特にありません。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し、公告する割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります。

(5) 大規模買付ルールの有効期限

上記対応方針を決定した当社取締役会においては、全取締役の賛成により決議されましたが、当社取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、何れの監査役も、上記対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、上記対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて上記対応方針を変更し、または新たな対応策等を導入することがあります。

本対応方針は、平成20年1月30日開催の当社取締役会の決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成21年1月開催予定の当社第18回定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の日までとします。また、同定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会において、本対応方針を継続することを決議した場合には、かかる有効期限はさらに翌年度の定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の日まで延長され、以後も同様の取扱いとします。また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当

社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社取締役会において大規模買付者と判断する株主については、その権利行使を制限されるものとする。）に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、定められた割当総数の範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項およびその他投資家等の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社といたしましては、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避および発生した場合の対応に最大限努める方針であります。本項目の記載は当社の事業または当社の株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。当社の株式に関する投資判断は本項目以外の記載内容も合わせて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、以下に記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

① 業績の変動について

当社の業績は、新しいソフトウェア製品の発売時期および受託制作にかかる成果物の取引先による検収の時期に、比較的大きな売上計上となりますので、これらの影響により当社の業績も変動するという構造となっております。

また、受託開発事業全般において、取引先から成果物に対する検収を受けることで売上計上を行っておりますが、取引先からの受託業務の大きさ、需要動向や検収の時期による影響により、当社の業績も四半期ごとに変動する可能性があります。

② 主要販売先への依存について

当社の売上高取引金額上位となる取引先は、事業年度ごとに異なります。しかしながら、事業年度ごとに当社の売上高のうち取引金額上位3社の合計金額に着目しますと、平成17年10月期につきましては売上高全体の40.5%、平成18年10月期につきましては売上高全体の35.9%をそれぞれ占めております。当社は、事業構造上、大口取引先との取引の継続は避けられず、現在の主要販売先との取引を今後も引き続き安定的に維持することが必要となり、またそれは可能であるものと想定しております。

大口取引先とは継続的で良好な取引関係を維持しておりますが、しかしながら、これら主要販売先のすべてとの間に長期または継続的な取引契約が存在するものではありませんので、万一現在の主要販売先との取引継続が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の当社の経営計画では、総売上高におけるモバイル事業の売上高が占める割合が大きく伸びていくと予測しておりますので、将来の事業構造の変化に伴いまして、現在の大口取引先の売上高に占める割合は減少していくものと考えております。なお、平成19年10月期（当事業年度）における売上高取引金額上位3社の合計金額は、売上高全体の29.5%と過去から比べますと減少傾向となっております。

③ 技術革新について

当社が主に事業展開しているソフトウェア業界は、技術革新の速度およびその変化度が著しい業界であり、新技術、新サービスが次々と生み出されております。当社としては、担当部門において当該技術革新に対応するよう研究開発に努めております。しかしながら、万一、当該技術革新に適切に対応することができなかつた場合または当社が想定していない新技術、新サービスが普及等した場合には、当社の提供するソフトウェア、サービス等が陳腐化し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 競合製品について

「BookSurfing」は、主要通信キャリアにおけるデファクトスタンダードとなっておりますが、今後、通信キャリアの方針変更などにより他社製ビューアとの並存ないし交代が生じた場合には、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、「RETAS!PRO」シリーズは、国内唯一の業務用アニメ制作支援ソフトウェアであるがゆえに、デファクトスタンダードとなっておりますが、今後、競合ソフトが登場した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 法的規制について

現在、当社の主な事業を推進するうえで、直接的規制を受けるような法的規制はありません。

しかしながら、当社は当社ホームページ上で自社製品の通信販売を行っており、当該事業については「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。

現状、通信販売の売上はわずかですが、将来的に通信販売の売上が増加した場合、今後において現行法令の適用および新法令の制定等、当社の事業を直接的に規制する法令等が制定された場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。また、当該規制に対応するために、サービス内容の変更やコストが増加する等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は顧客の個人情報保有・管理しており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者に該当します。当社は、同法を遵守し、個人情報が含まれるデータへのアクセス権限の制限、不正な外部侵入を未然に防止するためネットワークセキュリティを強化する等、個人情報が外部に漏洩することのないよう、取扱いには十分に留意しております。さらに当社は、平成19年7月30日付で、経済産業省の外郭団体である財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)より、プライバシーマーク付与の認定を受け、個人情報保護の対策に努めております。しかしながら、完全に外部からの不正アクセス等を防止できる保障はなく、また、人的ミス等社内管理上の問題により、個人情報が漏洩する可能性は常に存在します。万一、個人情報が外部に漏洩するような事態になった場合には、社会的信用の失墜、損害賠償の請求等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 知的財産権について

当社は、これまで第三者の知的財産権に関して、これを侵害することのないよう留意し、制作・開発を行っております。また、コンテンツの受託制作においては、第三者の知的財産権に関する許諾を取得していること等を取引先委託企業に確認するよう努めております。しかしながら、当社の事業分野における知的財産権の現況を全て把握することは非常に困難であり、当社が把握できていないところで第三者の知的財産権を侵害している可能性は否定できません。万一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求または使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。こうした場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では、特許権、商標権等の出願を行い、知的財産権の保全を図っておりますが、これらの出願が認められない可能性や取得済みの特許権等が第三者により侵害される可能性があります。このような場合には、解決するまでに多くの費用や時間を費やすことが予想され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 人材の確保及び育成について

当社の事業拡大につきましては、急速な技術革新への対応、継続的な研究開発等が不可欠であり、これらに対応する優秀な人材を適切な時期に確保し、育成することが必要であると考えております。そのため、当社では人材確保に注力するとともに人事評価も四半期ごとに実施する等の施策を行っておりますが、当社が必要とする能力のある人材を計画どおりに確保または育成することができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 事業の拡大に伴う経営管理体制の確立について

当社は平成19年10月31日現在、従業員数119名の組織体制となっており、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。

当社では、業容の拡大、従業員の増加に合わせて内部管理体制の整備を進めており、今後も内部管理体制の充実を図ってまいります。従業員数の増加に対して組織体制の構築が順調に進まなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 売買基本契約

会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社セルシス	株式会社コンピュータウェブ	商品売買基本契約	当社のソフトウェア製品等を継続的に取引するための契約	平成14年3月1日から平成15年2月28日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに双方いずれからも契約を終了する旨の意思表示が書面にてなされない場合は、更に同一条件で1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
株式会社セルシス	ソフトバンクBB株式会社	継続的商品売買基本契約	当社のパーソナルコンピュータ用ソフトウェア等を継続的に売買するための契約	平成15年8月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、契約の期間満了1ヵ月前までに双方いずれからも契約を更新しない旨の書面による意思表示のない限り自動的に満了日から更に1年間更新されるものとし、以後についても同様とする。

(注) 株式会社コンピュータウェブは、平成16年10月1日付けで丸紅インフォテック株式会社に吸収合併されております。

(2) 業務提携契約

会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社セルシス	KDDI株式会社	ソフトウェア・ライセンス契約	携帯電話サービスにおいて、電子コミックコンテンツの受配信を実現するために当社が権利を有するソフトウェアのライセンスの非独占的な権利を許諾	平成16年3月31日から相手方から3ヵ月前の書面の通知により解約されるまで有効に存続する。
株式会社セルシス	プライムワークス株式会社、バンダイネットワークス株式会社	マンガ閲覧ソフトに関する基本契約	当社が技術を有するマンガ閲覧ソフトについて日本国内および日本国外の通信キャリアおよび携帯電話端末メーカーに当該技術の使用許諾に関して共同で行うための基本契約	平成16年8月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに契約当事者間で書面による別段の意思表示がない場合は、同一条件にて更に1年間契約を延長するものとし、以後も同様とする。
株式会社セルシス	プライムワークス株式会社、バンダイネットワークス株式会社	包括的事業提携契約	当社が保有するモバイルソリューションに関する事業について包括的に提携するための契約	平成17年3月1日から3年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに契約当事者間で書面による別段の意思表示がない場合は、同一条件にて更に1年間契約を延長するものとし、以後も同様とする。

6 【研究開発活動】

当社は、日本の誇るコンテンツ文化であるアニメ、マンガのデジタルでの制作ツール、携帯電話を中心とした流通システムを確立するというビジョンのもとに、アニメ制作支援ソフトウェア、マンガ制作ソフトウェア等を開発してまいりました。

特に、マンガ制作ソフトウェアにおいては、これまで困難とされていたあらゆるメディアでマンガをきれいに見やすく表示する新しいデータ形式を研究開発することに成功いたしました。

このデータ形式によってマンガを制作すれば、従来の雑誌、本といった紙媒体はもちろんのこと、パーソナルコンピュータ、携帯電話、PDA等のあらゆるデジタル環境において電子コミックとして配信することが可能となりました。

さらに、前述のデータ形式により作成された電子コミックコンテンツをデジタル環境で閲覧するビューアも開発しております。

現在、電子コミックにつきましては携帯電話向けのコンテンツとして重要性が増してきており、当社の研究開発活動は、快適なモバイル利用環境の実現とコンテンツ制作の効率を向上させるための研究開発に注力しております。

また、アニメ制作支援ソフトウェア、マンガ制作ソフトウェアにつきましては3Dを使用した機能を追加する等の顧客満足度の向上に資するための研究開発についても注力しております。

以上のような研究開発活動を実現するため、当事業年度における研究開発費の総額は、73,265千円となりました。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、1,346,547千円（前事業年度末899,637千円）となり、446,909千円増加しました。これは、現金及び預金の増加175,614千円、売掛金の増加227,235千円、たな卸資産の増加25,447千円の増加が主要な要因です。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、312,484千円（前事業年度末280,815千円）となり、31,669千円増加しました。これは、パソコン等の取得により有形固定資産が6,886千円増加、投資有価証券が30,000千円増加したことが主要な要因です。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、275,466千円（前事業年度末202,171千円）となり、73,294千円増加しました。これは、買掛金の増加45,483千円、未払費用の増加17,314千円、返品調整引当金の増加10,243千円が主要な要因です。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、45,563千円（前事業年度末53,193千円）となり、7,629千円減少しました。これは、退職給付引当金が6,590千円増加したものの、長期借入金残高が14,220千円減少したことが主要な要因です。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、1,338,001千円（前事業年度末925,088千円）となり、412,913千円増加しました。これは利益剰余金38,566千円、株式公開時の公募増資等により資本金および資本準備金が374,347千円増加したことによるものであります。自己資本比率は80.6%（前事業年度末78.4%）となっております。

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(2) 経営成績

①売上高

当事業年度における売上高は、1,773,138千円（前事業年度1,120,480千円）となり、前事業年度と比べ652,657千円（58.2%）増加となっております。これは、ツール事業356,796千円（前事業年度290,105千円）とマルチメディアコンテンツ事業259,139千円（前事業年度257,881千円）が安定した売上高を確保するとともに、携帯電子書籍市場の急速な拡大によりモバイル事業の売上高が1,157,202千円（前事業年度572,494千円）と前事業年度に比べ584,707千円（102.1%）増加したためであります。

②売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、946,065千円（前事業年度571,391千円）となりました。

これにより当事業年度の売上総利益は、827,073千円（前事業年度549,088千円）であり、前事業年度と比べ277,984千円（50.6%）増加となっております。売上総利益率は、46.6%となっております。

③販売費及び一般管理費

当事業年度における販売費及び一般管理費は、722,540千円（前事業年度460,470千円）となりました。主な増加要因は、事業拡大のための人員増強により給与手当が前事業年度に対し99,237千円増加したことと、売上の増加に伴い一般管理費が全般的に増加したためであります。

④営業外損益

当事業年度における営業外損益は、営業外収益1,485千円（前事業年度860千円）、営業外費用23,888千円（前事業年度6,143千円）となりました。営業外費用の主な要因は、上場関連費用13,658千円、株式交付費8,687千円であります。

⑤特別損益

当事業年度における特別損益は、特別損失を48,462千円（前事業年度15,281千円）を計上、特別利益は計上しておりません。特別損失の主な要因は、ソフトウェア償却費27,967千円、たな卸資産廃棄損8,738千円、固定資産売却損8,162千円であります。

なお、事業部門別の業績の概要につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資については、事業の拡大に対応するため総額30,102千円の設備投資を行いました。その主なものは、パソコンであります。

2 【主要な設備の状況】

平成19年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	構築物	器具及 び備品	合計	
本社 (東京都渋谷区)	開発、制作設備	12,888	265	31,291	44,445	119 [102]

- (注) 1 当社の設備は共通的に使用されているので、事業部門に分類せず、事業所として一括して記載しております。
- 2 帳簿価額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 現在休止中の設備はありません。
- 4 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員 (パートタイマーを含みます) の年間平均雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,000
計	114,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年1月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,451	29,451	名古屋証券取引所 (セントレックス)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	29,451	29,451	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権等のストック・オプションの権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項

臨時株主総会の特別決議日（平成12年9月20日）		
	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	48	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	22,223	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日～平成22年9月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 22,223 資本組入額 22,223	同左
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者が、当社の役員または従業員たる地位を失った場合、これを行使することはできない。また、権利を付与された者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使することはできない。 その他、権利行使の条件は、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成12年9月20日開催の臨時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を40株とする旨決議し、平成12年9月20日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を40株といたしました。また、新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 平成12年9月8日開催の取締役会決議により平成12年9月19日および平成12年9月29日をそれぞれ払込期日とした株主割当増資を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額が100,000円から66,668円に調整されております。
- 3 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 4 新株予約権の権利付与日以降、株式分割または株式併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株式の分割および時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

②旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項

臨時株主総会の特別決議日（平成13年8月22日）		
	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	141	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月1日～平成23年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者が、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合、これを行使用することはできない。また、権利を付与された者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使用することはできない。 その他、権利行使の条件は、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成13年8月22日開催の臨時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を182株とする旨決議し、平成13年8月22日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を182株といたしました。また、新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 新株予約権の権利付与日以降、株式分割または株式併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株式の分割および時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

③旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成14年1月30日）		
	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	153	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日～平成24年1月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者が、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合、これを行使用することはできない。また、権利を付与された者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使用することはできない。 その他、権利行使の条件は、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成14年1月30日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を134株とする旨決議し、平成14年1月30日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を134株といたしました。また、新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が、それぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 新株予約権の権利付与日以降、株式分割または株式併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株式の分割および時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

④平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成16年1月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	132	128
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	396	384
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日～平成26年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成16年1月28日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を200株とする旨決議し、平成16年7月16日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を189株といたしました。また、新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成16年1月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日～平成26年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社と協力関係にあることを要する。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成16年1月28日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を200株とする旨決議し、平成16年7月16日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を5株といたしました。
- 2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

臨時株主総会の特別決議日（平成17年2月16日）		
	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	511	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,533	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日～平成27年 2月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成17年2月16日開催の臨時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を600株とする旨決議し、平成17年10月21日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を600株といたしました。また、新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成18年1月25日）		
	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	283	277
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	849	831
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日～平成28年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成18年1月25日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株とする旨決議し、平成18年7月28日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を300株といたしました。
- 2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

⑧会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

（平成19年1月30日開催 定時株主総会）

定時株主総会の特別決議日（平成19年1月30日）		
	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	—	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	139,555
新株予約権の行使期間	—	平成19年11月26日～平成28年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 139,555 資本組入額 69,778
新株予約権の行使の条件	—	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 平成19年1月30日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の上限を200株とする旨決議し、平成19年11月22日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を200株といたしました。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社名古屋証券取引所の当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年5月31日 (注) 1	569	4,057	45,520	226,771	45,520	200,270
平成15年11月1日 (注) 2	425	4,482	34,000	260,771	34,000	234,270
平成15年12月26日 (注) 3	455	4,937	36,400	297,171	36,400	270,670
平成16年9月10日 (注) 4	110	5,047	8,800	305,971	8,800	279,470
平成17年3月9日 (注) 5	225	5,272	18,000	323,971	18,000	297,470
平成17年3月17日 (注) 6	1,424	6,696	11,867	335,838	12,104	309,574
平成17年4月22日 (注) 7	485	7,181	38,800	374,638	38,800	348,374
平成17年8月25日 (注) 8	74	7,255	616	375,255	629	349,003
平成17年10月5日 (注) 9	195	7,450	15,600	390,855	15,600	364,603
平成17年10月27日 (注) 10	95	7,545	7,600	398,455	7,600	372,203
平成18年1月25日 (注) 11	—	7,545	—	398,455	△220,818	151,385
平成18年4月21日 (注) 12	1,250	8,795	150,000	548,455	150,000	301,385
平成18年9月5日 (注) 13	17,590	26,385	—	548,455	—	301,385
平成18年12月11日 (注) 14	2,250	28,635	165,600	714,055	165,600	466,985
平成18年11月1日～ 平成19年10月31日 (注) 15	816	29,451	21,706	735,762	21,440	488,425

- (注) 1 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 QUALCOMM, Incorporated、安田企業投資1号投資事業有限責任組合、東映アニメーション株式会社、みずほキャピタル株式会社、報映産業株式会社、丁 載憲
- 2 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 安田企業投資1号投資事業有限責任組合、株式会社デジタルガレージ（現在その所有権は株式会社DGインキュベーションに分割承継されております）、QUALCOMM, Incorporated、株式会社ミュージック・シーオー・ジュピー（現在その所有権は株式会社エムティーアイに承継されております）、丁 載憲
- 3 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 テクノロジーベンチャーズ1号投資事業有限責任組合、ITV Side Fund, L.L.C、東映アニメーション株式会社
- 4 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 FSモバイル1号投資事業有限責任組合、兼松コミュニケーションズ株式会社（現在その所有権は兼松グランクス株式会社に承継されております）、小川 聡
- 5 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 バンダイネットワークス株式会社、プライムワークス株式会社

- 6 平成12年8月31日発行の第1回新株引受権付無担保社債により付与された新株引受権の権利行使
発行価格 16,667.3円
資本組入額 8,334円
権利行使者 川上 陽介
- 7 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 安田企業投資2号投資事業有限責任組合、兼松コミュニケーションズ株式会社（現在その所有権は兼松グランクス株式会社に承継されております）、テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合、YED東京1号投資事業有限責任組合、丁 載憲、ITV Side Fund, L.L.C、小川 聡
- 8 平成12年8月31日発行の第1回新株引受権付無担保社債により付与された新株引受権の権利行使
発行価格 16,667.3円
資本組入額 8,334円
権利行使者 安田企業投資1号投資事業有限責任組合
- 9 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 兼松コミュニケーションズ株式会社
- 10 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 川上 陽介、セルシス従業員持株会、野崎 慎也、成島 啓、伊藤 賢
- 11 平成18年1月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、欠損の補填のため資本準備金を取崩しいたしました。
- 12 有償第三者割当
発行価格 240,000円
資本組入額 120,000円
割当先 コナミ株式会社、MOVIDA HOLDINGS株式会社、株式会社ドワンゴ、株式会社ベネッセコーポレーション、YED東京1号投資事業有限責任組合、安田企業投資3号投資事業有限責任組合、テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合、ITV Side Fund, L.L.C.
- 13 株式分割
平成18年8月24日最終の株主名簿に記載された株主の所有する株式1株を3株とする株式分割を行っております。
- 14 有償一般募集（ブックビルディング方式）
発行価格 160,000円 引受価額 147,200円 発行価額 127,500円 資本組入額 73,600円
- 15 新株予約権の行使による増加であります。
発行価格の総額 43,147千円
資本組入額の総額 21,706千円

(5) 【所有者別状況】

平成19年10月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	5	21	11	—	1,002	1,040	—
所有株式数(株)	—	968	226	12,139	2,527	—	13,591	29,451	—
所有株式数の割合(%)	—	3.29	0.77	41.22	8.58	—	46.14	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成19年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川上陽介	東京都新宿区	5,834	19.81
安田企業投資株式会社	東京都千代田区麹町4-2-7	2,621	8.90
兼松グランクス株式会社	東京都新宿区西新宿8-5-1	1,050	3.57
バンダイネットワークス株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	1,050	3.57
コナミ株式会社	東京都港区赤坂9-7-2	1,050	3.57
MOVIDA SOLUTIONS株式会社	東京都港区六本木6-8-10	1,050	3.57
東映アニメーション株式会社	東京都練馬区東大泉2-10-5	1,017	3.45
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	968	3.29
株式会社ドワンゴ	東京都中央区日本橋浜町2-31-1	900	3.06
磯野正美	神奈川県厚木市	825	2.80
計	—	16,365	55.57

(注) 1 前事業年度末現在主要株主であった安田企業投資1号投資事業有限責任組合は、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

2 フィデリティ投信株式会社から、平成19年8月15日付で提出された大量保有報告書により、同日現在で2,112株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有報告書 フィデリティ投信株式会社
住所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー
保有株券等の数 株式 2,112株
株券等保有割合 7.17%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	29,451	29,451	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	29,451	—	—
総株主の議決権	—	29,451	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

①旧商法第280条ノ19の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

(平成12年9月20日開催 臨時株主総会)

決議年月日	平成12年9月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 従業員5名が退職等により権利を喪失しております。

②旧商法第280条ノ19の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

(平成13年8月22日開催 臨時株主総会)

決議年月日	平成13年8月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 従業員15名が退職等により権利を喪失しております。

2 取締役1名が権利行使を行っております。

③旧商法第280条ノ19の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

(平成14年1月30日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成14年1月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社従業員14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 従業員9名が退職等により権利を喪失しております。
2 取締役1名が権利行使を行っております。

④平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

(平成16年1月28日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成16年1月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社監査役1名、当社従業員35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 取締役1名および従業員8名が退任および退職等によりそれぞれ権利を喪失しております。
2 取締役1名および監査役2名(付与時の従業員から1名が平成18年1月25日開催の定時株主総会で監査役に就任しております。)が権利行使を行っております。

⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成16年1月28日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成16年1月28日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成17年2月16日開催 臨時株主総会)

決議年月日	平成17年2月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社監査役1名、当社従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 従業員5名が退職等により権利を喪失しております。
2 取締役1名および監査役1名が権利行使を行っております。

⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成18年1月25日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成18年1月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社監査役2名、当社従業員39名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 従業員7名が退職等により権利を喪失しております。

⑧会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成19年1月30日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成19年1月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社監査役2名、当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

(注) 従業員2名が退職等により権利を喪失しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

株主への利益還元につきましては、経営の重要な課題のひとつと認識しておりますが、当面は経営基盤の強化と将来の事業展開に備えて内部留保を充実させていく方針であります。そのうえで当社の収益力の向上を図りながら、当社を取り巻く事業環境を踏まえ、業績見込み、財務体質等を勘案しながら利益還元としての配当を検討してまいります。平成19年10月期の剰余金の配当につきましては無配とさせていただきました。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定めております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	平成18年10月	平成19年10月
最高(円)	—	—	—	—	244,000
最低(円)	—	—	—	—	80,000

(注) 株価は、名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであります。
当社株式は、平成18年12月12日付で名古屋証券取引所(セントレックス)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	129,000	140,000	185,000	178,000	162,000	142,000
最低(円)	98,000	97,500	123,000	122,000	117,000	125,000

(注) 株価は、名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	—	川上 陽介	昭和35年 9月28日	昭和62年 6月 平成 3年 5月 平成19年 1月	株式会社キャディックス入社 当社設立代表取締役社長 当社代表取締役会長 (現任)	(注)2	5,834
代表取締役 社長	—	野崎 慎也	昭和40年 8月24日	平成元年 4月 平成 3年 5月 平成17年 1月 平成19年 1月	株式会社キャディックス入社 当社設立取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長 (現任)	(注)2	513
専務取締役	—	成島 啓	昭和49年 8月15日	平成 9年 4月 平成12年11月 平成13年 2月 平成17年11月 平成20年1月	当社入社 当社制作部長 当社取締役制作部長 当社取締役事業推進部長 当社専務取締役 (現任)	(注)2	50
取締役	財務部長	伊藤 賢	昭和43年 3月26日	平成 3年 4月 平成13年 2月 平成14年 8月 平成15年 1月 平成18年12月	ピーアーク株式会社 (現ピー アークホールディングス株式 会社) 入社 当社入社 当社総務部長 当社取締役総務部長 当社取締役財務部長 (現任)	(注)2	87
取締役	業務企画部長	村上 匡人	昭和43年 5月17日	平成 4年 4月 平成18年 4月 平成19年 1月 平成19年 8月	ソニー株式会社入社 当社入社 当社取締役 当社取締役業務企画部長 (現 任)	(注)2	2
取締役	ソリューション 営業部長	平田 章	昭和30年 9月16日	昭和55年 4月 平成18年 6月 平成20年 1月	凸版印刷株式会社入社 当社入社 当社取締役 (現任)	(注)2	—
取締役	モバイルソリ ューション事 業部長	佐々木 竜生	昭和39年 6月 9日	平成 5年 4月 平成 8年10月 平成15年 4月 平成17年 1月 平成19年 8月	東京アイエスシー株式会社入 社 当社入社 当社開発部長 当社取締役開発部長 当社取締役モバイルソリュー ション事業部長 (現任)	(注)2	3
監査役 (常勤)	—	渡辺 優	昭和22年 9月11日	平成 4年 5月 平成 4年 6月 平成 7年 6月 平成10年12月 平成14年 1月	ピーアーク株式会社 (現ピー アークホールディングス株式 会社) 入社 同社取締役 同社常務取締役 同社常務取締役退任 当社監査役 (現任)	(注)3	180
監査役	—	小林 恒夫	昭和13年 4月 7日	昭和37年 4月 平成元年 7月 平成 9年 4月 平成11年 4月 平成13年 4月 平成14年 4月 平成18年 1月	安田生命保険相互会社 (現明 治安田生命保険相互会社) 入 社 同社取締役中京本部長 同社専務取締役法人営業本 部長 安田企業投資株式会社代表取 締役会長 安田投資顧問株式会社 (現安 田投信投資顧問株式会社) 代 表取締役会長 当社入社 当社監査役 (現任)	(注)4	131
監査役	—	小高 正裕	昭和36年 4月20日	昭和61年10月 平成元年12月 平成 2年 3月 平成15年 6月	サンワ等松監査法人 (現監査 法人トーマツ) 入社 同社退社 公認会計士登録、税理士登録 小高正裕公認会計士事務所開 業 榎原鯁販売株式会社監査役 (現任)	(注)5	—

				平成19年1月	当社監査役（現任）			
監査役	—	佐々木 惣一	昭和37年12月31日	平成11年4月 平成17年5月 平成18年3月 平成18年4月 平成19年1月	弁護士登録 台東協同法律事務所入所 株式会社奄美総合研究所監査役（現任） 台東協同法律事務所退所 あだん法律事務所設立 当社監査役（現任）	(注)5	—	
計								6,800

(注) 1 監査役 小高正裕および監査役 佐々木惣一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 取締役の任期は、平成19年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 監査役渡辺優の任期は、平成16年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査役小林恒夫の任期は、平成17年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 監査役小高正裕、監査役佐々木惣一の任期は、平成18年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上およびコンプライアンスの徹底を図るため、コーポレート・ガバナンスを充実させながら、経営環境の変化に的確かつ機動的に対応することができる組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことを基本的な方針としております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 会社の機関の内容

当社は、業務執行に関する意思決定機関として、取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しておりますが、原則として取締役および監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。なお、第17期末日現在、取締役会を構成する取締役は6名であります。

当社は、監査役制度採用会社であります。監査役の員数は4名で、常勤監査役が1名、非常勤監査役が3名（うち社外監査役が2名）の体制となっております。当該監査役らにより監査役会を組織し、効率的な質の高い監査を実施するため、監査役会を毎月1回開催し、監査計画の策定、監査の実施状況、監査結果等を検討するなど監査役相互の情報の共有を図っております。また、必要に応じて意見陳述や書類の閲覧を行うなどして業務監査、会計監査を実施しております。

② 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程、職務権限規程等により、各部門の職務分掌や各職位の職務権限を明らかにし、実行責任者を明確にするとともに適切な業務手続を定めて、権限分離および内部牽制の実現を図ることとしております。

また、これを担保するために内部監査機関として、内部監査部を設置し、社長直轄の組織と位置付けしております。内部監査部は日常の業務執行についての規程、規則等に基づいた手続きの妥当性を評価するとともに業務効率の改善について、必要に応じて助言および指導を行っております。

③ 内部監査および監査役監査の状況

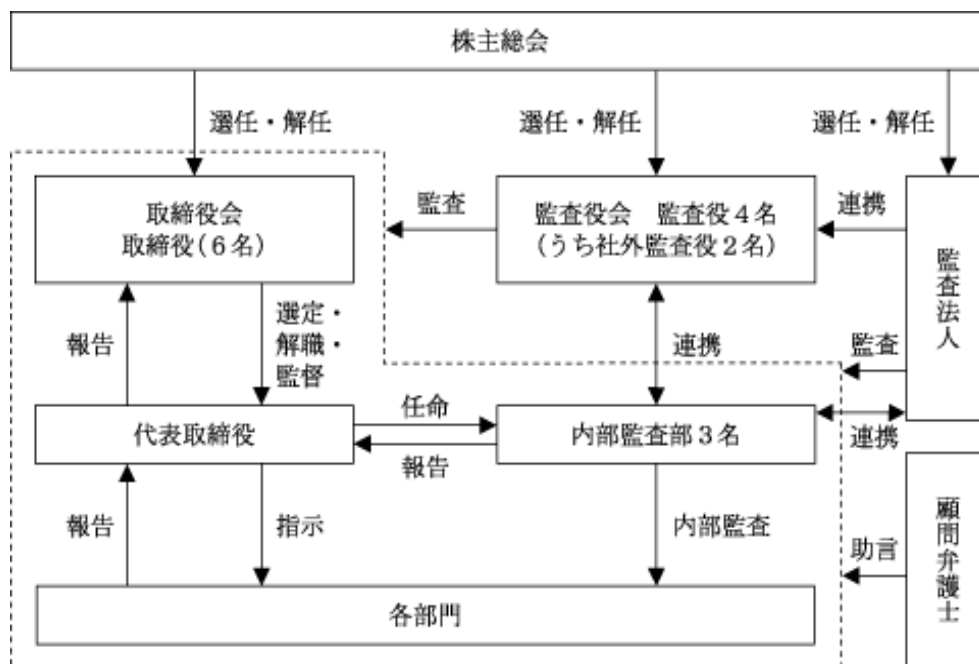
当社の内部監査の組織構成につきましては、前述のとおり内部監査部を設置し4名を配置して、内部監査計画に基づき、各部門の内部監査を実施し、内部牽制の有効性を確認しております。

監査役監査の組織構成につきましては、前述のとおり監査役4名が監査役会を組織し、監査役相互の連携強化に努めております。また、取締役会等の会議へ出席し、監査役監査計画に基づき取締役の業務執行に対する適法性の監査等を実施しております。

さらに内部監査部、監査役および監査法人は、定期的にミーティングを行い、妥当性、適法性、適正性についてそれぞれの立場から意見交換を行い、的確な監査を実施するよう連携を図っております。

④ 会社の機関・内部統制の関係

これまで述べてきました会社の機関・内部統制の関係を図示すると第17期末日現在、次のとおりとなります。



⑤ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、新日本監査法人に所属する指定社員・業務執行社員田代清和および指定社員・業務執行社員岡本和巳であります。なお、継続監査年数につきましては、全員が7年未満となっておりますので記載しておりません。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等4名であります。

⑥ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係または取引関係

- ・当社は社外取締役を選任しておりません。
- ・当社と社外監査役2名との間に取引等に関する利害関係はありません。

⑦ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、特別な体系化はなされておきませんが、現行の規程、規則等を運用することにより実効性は確保できるものと認識しております。法務的な重要な課題につきましては、コンプライアンスの観点から顧問弁護士、顧問税理士および顧問社会保険労務士ならびに顧問契約を締結している法律事務所に適宜相談を行い、リーガルチェックや必要な助言および指導を受けております。

(3) 役員報酬の内容

第17期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

取締役を支払った報酬	92,187千円
社内監査役を支払った報酬	9,550千円
社外監査役を支払った報酬	2,300千円

なお、取締役を支払った報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与を含んでおります。

(4) 取締役、監査役及び社外監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、次のとおり定款に定めております。

①取締役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

②監査役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

③社外監査役の責任免除

当社と各社外監査役は、会社法427条第1項に定める最低責任限定額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(5) 監査報酬の内容

第17期における当社の監査法人に対する監査報酬は、次のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	16,093千円
上記以外の業務に基づく報酬	一千円

当社と監査法人は、会社法427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内です。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数を持って行う旨を定款で定めております。

(8) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(9) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当ををすることができる旨を定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行

う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年11月1日から平成18年10月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前事業年度(平成17年11月1日から平成18年10月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当事業年度(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年10月31日)		当事業年度 (平成19年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金	※1	533,109		708,723	
2 受取手形		5,621		3,215	
3 売掛金		257,268		484,504	
4 製品		9,337		17,594	
5 原材料		20,807		33,690	
6 仕掛品		35,639		39,946	
7 前渡金		3,450		12,014	
8 前払費用		9,461		9,914	
9 繰延税金資産		25,572		36,706	
10 その他		210		1,796	
貸倒引当金		△ 841		△1,560	
流動資産合計		899,637	76.2	1,346,547	81.2
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		15,454		20,024	
減価償却累計額		△ 4,665	10,788	△7,135	12,888
(2) 構築物		395		395	
減価償却累計額		△ 61	333	△129	265
(3) 器具及び備品		84,990		110,522	
減価償却累計額		△ 58,553	26,436	△79,231	31,291
有形固定資産合計		37,559	3.2	44,445	2.7
2 無形固定資産					
(1) 特許権		1,088		891	
(2) 商標権		2,191		2,033	
(3) ソフトウェア		204,128		184,000	
(4) ソフトウェア仮勘定		3,004		3,173	
(5) その他		6,878		10,193	
無形固定資産合計		217,291	18.4	200,291	12.0
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		2,164		32,164	
(2) 敷金及び保証金		23,790		27,839	
(3) 繰延税金資産		—		7,735	
(4) 出資金		10		10	
投資その他の資産合計		25,964	2.2	67,748	4.1
固定資産合計		280,815	23.8	312,484	18.8
資産合計		1,180,453	100.0	1,659,032	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年10月31日)		当事業年度 (平成19年10月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1 買掛金	※1		33,424		78,908	
2 一年以内返済予定の 長期借入金			22,080		14,220	
3 未払金			27,478		25,522	
4 未払費用			61,311		78,626	
5 未払法人税等			3,458		7,242	
6 未払消費税等			16,933		21,821	
7 前受金			16,820		17,304	
8 預り金			9,048		9,962	
9 返品調整引当金			11,614		21,858	
流動負債合計			202,171	17.1	275,466	16.6
II 固定負債						
1 長期借入金	※1		22,380		8,160	
2 退職給付引当金			30,813		37,403	
固定負債合計			53,193	4.5	45,563	2.8
負債合計		255,364	21.6	321,030	19.4	
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金			548,455	46.5	735,762	44.3
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		301,385		488,425		
資本剰余金合計		301,385	25.5	488,425	29.4	
3 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		75,247		113,814		
利益剰余金合計		75,247	6.4	113,814	6.9	
株主資本合計		925,088	78.4	1,338,001	80.6	
純資産合計		925,088	78.4	1,338,001	80.6	
負債純資産合計		1,180,453	100.0	1,659,032	100.0	

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)			当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 売上高			1,120,480	100.0		1,773,138	100.0
II 売上原価							
1 期首製品たな卸高		8,772			9,337		
2 当期製品製造原価		571,957			954,322		
合計		580,729			963,660		
3 期末製品たな卸高		9,337	571,391	51.0	17,594	946,065	53.4
売上総利益			549,088	49.0		827,073	46.6
返品調整引当金戻入額			16,558	1.4		11,614	0.7
返品調整引当金繰入額			11,614	1.0		21,858	1.2
差引売上総利益			554,032	49.4		816,829	46.1
III 販売費及び一般管理費	※1,2		460,470	41.1		722,540	40.8
営業利益			93,562	8.3		94,289	5.3
IV 営業外収益							
1 受取利息		63			939		
2 受取手数料		104			244		
3 受取ロイヤリティ		160			186		
4 受取褒賞金		476			—		
5 その他		55	860	0.1	114	1,485	0.1
V 営業外費用							
1 支払利息		1,296			696		
2 株式交付費		2,854			8,687		
3 支払保証料		623			—		
4 特許権償却費		770			196		
5 商標権償却費		283			305		
6 上場関連費用		—			13,658		
7 その他		315	6,143	0.5	344	23,888	1.3
経常利益			88,278	7.9		71,887	4.1
VI 特別損失							
1 投資有価証券評価損	※3	7,835			—		
2 固定資産売却損	※4	—			8,162		
3 ソフトウェア償却費		—			27,967		
4 たな卸資産評価損		350			3,593		
5 たな卸資産廃棄損		7,095	15,281	1.4	8,738	48,462	2.8
税引前当期純利益			72,997	6.5		23,424	1.3
法人税、住民税 及び事業税		542			3,726		
法人税等調整額		△2,792	△2,249	△0.2	△18,868	△15,141	△0.9
当期純利益			75,247	6.7		38,566	2.2

製造原価明細書

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

区分	注記 番号	(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)			
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)		
I 材料費	※1		72,754	9.0	147,210	12.8	
II 労務費			437,078	54.1	558,845	48.6	
III 外注費			122,606	15.2	228,890	19.9	
IV 経費			175,163	21.7	215,175	18.7	
当期総製造費用			807,603	100.0	1,150,121	100.0	
期首仕掛品たな卸高			11,156		35,639		
合計			818,760		1,185,761		
他勘定振替		※2		211,163		191,492	
期末仕掛品たな卸高				35,639		39,946	
当期製品製造原価				571,957		954,322	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
消耗品費	9,720	11,100
賃借料	28,702	31,460
減価償却費	106,410	137,934
募集費	12,453	17,541
支払手数料	6,112	5,451

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	155,222	113,077
研究開発費	48,495	73,265
その他	7,445	5,150
計	211,163	191,492

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成17年10月31日残高(千円)	398,455	372,203	372,203
事業年度中の変動額			
資本準備金取崩額		△ 220,818	△ 220,818
利益準備金取崩額			
新株の発行	150,000	150,000	150,000
当期純利益			
事業年度中の変動額合計(千円)	150,000	△ 70,818	△ 70,818
平成18年10月31日残高(千円)	548,455	301,385	301,385

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
平成17年10月31日残高(千円)	50	△ 220,868	△ 220,818	549,840	549,840
事業年度中の変動額					
資本準備金取崩額		220,818	220,818	—	—
利益準備金取崩額	△ 50	50	—	—	—
新株の発行				300,000	300,000
当期純利益		75,247	75,247	75,247	75,247
事業年度中の変動額合計(千円)	△ 50	296,115	296,065	375,247	375,247
平成18年10月31日残高(千円)	—	75,247	75,247	925,088	925,088

当事業年度(自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年10月31日残高(千円)	548,455	301,385	301,385
事業年度中の変動額			
新株の発行	187,306	187,040	187,040
当期純利益			
事業年度中の変動額合計(千円)	187,306	187,040	187,040
平成19年10月31日残高(千円)	735,762	488,425	488,425

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成18年10月31日残高(千円)	75,247	75,247	925,088	925,088
事業年度中の変動額				
新株の発行			374,347	374,347
当期純利益	38,566	38,566	38,566	38,566
事業年度中の変動額合計(千円)	38,566	38,566	412,913	412,913
平成19年10月31日残高(千円)	113,814	113,814	1,338,001	1,338,001

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益		72,997	23,424
2 減価償却費		111,950	147,008
3 長期前払費用償却費		1,494	—
4 貸倒引当金の増減額(減少△)		△ 927	719
5 返品調整引当金の増減額(減少△)		△ 4,943	10,243
6 退職給付引当金の増加額		8,959	6,590
7 受取利息		△ 63	△ 939
8 支払利息		1,296	696
9 株式交付費		2,854	8,687
10 支払保証料		623	—
11 特許権償却費		770	196
12 商標権償却費		283	305
13 投資有価証券評価損		7,835	—
14 固定資産売却損		—	8,162
15 ソフトウェア償却費		—	27,967
16 売上債権の増加額		△ 51,127	△ 224,829
17 たな卸資産の増加額		△ 30,881	△ 25,447
18 仕入債務の増加額		10,751	45,483
19 未払金の増減額(減少△)		15,894	△ 6,404
20 その他の資産の増加額		△ 3,077	△ 10,616
21 その他の負債の増加額		52,438	24,381
小計		197,129	35,629
22 利息の受取額		63	939
23 利息の支払額		△ 1,233	△ 689
24 法人税等の支払額		△ 807	△ 717
営業活動によるキャッシュ・フロー		195,152	35,161
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の預入による支出		△ 3,804	△ 3,606
2 定期預金の解約による収入		200	—
3 有形固定資産の取得による支出		△ 32,978	△ 27,154
4 無形固定資産の取得による支出		△ 162,001	△ 149,923
5 無形固定資産の売却による収入		—	8,000
6 投資有価証券の取得による支出		—	△ 30,000
7 敷金の差入れによる支出		△ 7,369	△ 4,048
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 205,953	△ 206,733
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入れによる収入		30,000	—
2 長期借入金の返済による支出		△ 81,326	△ 22,080
3 株式の発行による収入		297,145	365,660
財務活動によるキャッシュ・フロー		245,819	343,580
IV 現金及び現金同等物の増加額		235,017	172,008
V 現金及び現金同等物の期首残高		258,770	493,788
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※	493,788	665,796

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 製品及び原材料 移動平均法に基づく原価法 (2) 仕掛品 個別法に基づく原価法</p>	<p>(1) 製品及び原材料 同左 (2) 仕掛品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (ただし、平成10年4月1日以降に 取得した建物については、定額法を採 用しております。) なお、主な耐用年数は次のとおりで あります。 建物 3～15年 構築物 10年 器具及び備品 4～6年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 (自社利用のソフトウェア) 社内における利用可能期間(5年) に基づく定額法によっております。 (市場販売目的のソフトウェア) 見込販売数量に基づく償却額と、 残存見込販売有効期間に基づく均等 償却額との、いずれか大きい金額を 計上しております。なお、当期にお ける見込販売有効期間は3年として おります。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (自社利用のソフトウェア) 同左 (市場販売目的のソフトウェア) 同左 (3) 長期前払費用 同左</p>
4 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費は、支出時に全額費用処 理しております。 (表示方法の変更) 当事業年度より、「繰延資産の会計 処理に関する当面の取り扱い」(企業 会計審議会 平成18年8月11日 実務 対応報告第19号)を適用しており、前 事業年度における「新株発行費」は、 当事業年度より「株式交付費」として 表示する方法に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響 はありません。</p>	<p>株式交付費は、支出時に全額費用処 理しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 返品調整引当金 将来発生する見込みの返品による損失に備えるため、過去の返品実績率により計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額の見込額に基づき、計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 返品調整引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、要求払預金および取得日から3ヵ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。</p>	同左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年10月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年 8月 9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日）を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準 5号 平成17年12月 9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8号 平成17年12月 9日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は925,088千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度から法人税法の改正に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による影響は軽微であります。 また、この変更については受入準備が整った当下半期になされたために、中間・期末の首尾一貫性を欠くことになっております。従って当中間会計期間は従来の方法によっており、当事業年度と同一の方法による場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は 3千円それぞれ多く計上されております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年10月31日)	当事業年度 (平成19年10月31日)
<p>※1 担保に供している資産およびこれに対応する債務</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>現金及び預金 10,000</p> <p>(2) 上記に対応する債務</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>一年以内返済予定の 長期借入金 12,000</p> <p>長期借入金 4,140</p> <hr/> <p>合計 16,140</p>	<p>—————</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>広告宣伝費 22,593</p> <p>給与手当および賞与 167,296</p> <p>役員報酬 51,420</p> <p>賃借料 22,609</p> <p>研究開発費 48,495</p> <p>減価償却費 5,539</p> <p>貸倒引当金繰入額 841</p> <p>退職給付費用 3,409</p> <p>おおよその割合 (%)</p> <p>販売費 5.9</p> <p>一般管理費 94.1</p> <p>※2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は、48,495千円 であります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>広告宣伝費 42,294</p> <p>給与手当および賞与 266,534</p> <p>役員報酬 64,410</p> <p>法定福利費 36,500</p> <p>賃借料 35,776</p> <p>研究開発費 73,265</p> <p>減価償却費 9,073</p> <p>貸倒引当金繰入額 719</p> <p>退職給付費用 2,517</p> <p>支払手数料 56,028</p> <p>おおよその割合 (%)</p> <p>販売費 7.1</p> <p>一般管理費 92.9</p> <p>※2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は、73,265千円 であります。</p> <p>※3 固定資産売却損の内訳は、ソフトウェア8,162千 円であります。</p> <p>※4 ソフトウェア償却費は、見込販売数量の著しい減 少が見込まれるため、経済価値の減少部分を損失と して処理しております。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,545	18,840	—	26,385

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による増加 1,250株
株式分割による増加 17,590株

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注) —
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 価格がゼロまたは会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

当事業年度(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,385	3,066	—	29,451

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

有償一般募集による増加 2,250株
ストックオプションの行使による増加 816株

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注) —
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 価格がゼロまたは会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年10月31日現在) (千円) 現金及び預金 533,109 預入期間3ヵ月超の定期預金 Δ 39,320 <hr/> 現金及び現金同等物 493,788	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年10月31日現在) (千円) 現金及び預金 708,723 預入期間3ヵ月超の定期預金 Δ 42,926 <hr/> 現金及び現金同等物 665,796

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)				当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両	1,085	741	343	車両	1,085	958	126
器具及び 備品	11,514	5,058	6,456	器具及び 備品	20,229	2,580	17,648
合計	12,599	5,799	6,799	ソフト ウェア	39,655	1,321	38,333
				合計	60,970	4,861	56,109
② 未経過リース料期末残高相当額 (千円)				② 未経過リース料期末残高相当額 (千円)			
1年以内			1,997	1年以内			10,955
1年超			5,275	1年超			45,717
合計			7,273	合計			56,672
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (千円)				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (千円)			
支払リース料			2,929	支払リース料			4,686
減価償却費相当額			2,472	減価償却費相当額			4,215
支払利息相当額			363	支払利息相当額			737
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左			
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (千円)				2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (千円)			
1年以内			46	1年以内			46
1年超			—	1年超			—
合計			46	合計			46

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年10月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

内容	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	2,164

(注) 当事業年度において、その他有価証券について7,835千円減損処理を行っております。

当事業年度(平成19年10月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

内容	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	32,164

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 (千円) 退職給付債務 30,813 退職給付引当金 30,813 (注) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	2 退職給付債務に関する事項 (千円) 退職給付債務 37,403 退職給付引当金 37,403 (注) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
3 退職給付費用に関する事項 (千円) 勤務費用 11,063 退職給付費用 11,063 (注) 当社は簡便法を採用しているため、退職給付費用はすべて勤務費用としております。	3 退職給付費用に関する事項 (千円) 勤務費用 8,507 退職給付費用 8,507 (注) 当社は簡便法を採用しているため、退職給付費用はすべて勤務費用としております。
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しているため、基礎率等について記載しておりません。	4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名	当社取締役4名 当社従業員18名
ストック・オプションの付与数	普通株式 120株 (注) 1	普通株式 546株 (注) 1
付与日	平成12年9月25日	平成13年8月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	(注) 6	(注) 6
権利行使期間	平成14年10月1日 ～平成22年9月19日	平成15年9月1日 ～平成23年8月21日
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション①
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員14名	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員35名
ストック・オプションの付与数	普通株式 402株 (注) 1	普通株式 567株 (注) 1
付与日	平成14年1月31日	平成16年8月3日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	(注) 6	(注) 6
権利行使期間	平成16年2月1日 ～平成24年1月29日	平成18年2月1日 ～平成26年1月27日
	平成16年ストック・オプション②	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員13名
ストック・オプションの付与数	普通株式 15株 (注) 1	普通株式 1,800株 (注) 1
付与日	平成16年8月3日	平成17年10月28日
権利確定条件	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	—	(注) 6
権利行使期間	平成18年2月1日 ～平成26年1月27日	平成19年3月1日 ～平成27年2月15日
	平成18年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役2名 当社従業員39名	
ストック・オプションの付与数	普通株式 900株 (注) 1	
付与日	平成18年7月28日	
権利確定条件	(注) 5	
対象勤務期間	(注) 6	
権利行使期間	平成20年2月1日 ～平成28年1月24日	

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

- 2 権利を付与された者が、当社の役員または従業員たる地位を失った場合、これを行行使することはできない。
- 3 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。
- 4 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社と協力関係にあることを要する。
- 5 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。

6 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	84	468
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	24	30
未行使残(株)	60	438
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション①
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	561
付与(株)	—	—
失効(株)	—	3
権利確定(株)	—	558
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	363	—
権利確定(株)	—	558
権利行使(株)	—	—
失効(株)	60	57
未行使残(株)	303	501
	平成16年ストック・オプション②	平成17年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	15	1,800
付与(株)	—	—
失効(株)	—	12
権利確定(株)	15	—
未確定残(株)	—	1,788
権利確定後		
前事業年度末(株)	—	—
権利確定(株)	15	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—

未行使残(株)	15	1,788
	平成18年ストック・オプション	
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	
付与(株)	900	
失効(株)	—	
権利確定(株)	—	
未確定残(株)	900	
権利確定後		
前事業年度末(株)	—	
権利確定(株)	—	
権利行使(株)	—	
失効(株)	—	
未行使残(株)	900	

(注) スtock・オプションの数は、株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
権利行使価格(円)	22,223	53,334
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション①
権利行使価格(円)	53,334	53,334
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—
	平成16年ストック・オプション②	平成17年ストック・オプション
権利行使価格(円)	53,334	53,334
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—
	平成18年ストック・オプション	
権利行使価格(円)	80,000	
行使時平均株価(円)	—	
付与日における公正な評価単価(円)	—	

(注) 権利行使価格については、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成18年ストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、割引キャッシュ・フロー法に

より算定しております。

なお、当事業年度末における本源的価値の合計額はゼロであります。

[前へ](#)

[次へ](#)

当事業年度(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名	当社取締役4名 当社従業員18名
ストック・オプションの付与数	普通株式 120株 (注) 1	普通株式 546株 (注) 1
付与日	平成12年9月25日	平成13年8月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	(注) 6	(注) 6
権利行使期間	平成14年10月1日 ～平成22年9月19日	平成15年9月1日 ～平成23年8月21日
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション①
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員14名	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員35名
ストック・オプションの付与数	普通株式 402株 (注) 1	普通株式 567株 (注) 1
付与日	平成14年1月31日	平成16年8月3日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	(注) 6	(注) 6
権利行使期間	平成16年2月1日 ～平成24年1月29日	平成18年2月1日 ～平成26年1月27日
	平成16年ストック・オプション②	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員13名
ストック・オプションの付与数	普通株式 15株 (注) 1	普通株式 1,800株 (注) 1
付与日	平成16年8月3日	平成17年10月28日
権利確定条件	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	—	(注) 6
権利行使期間	平成18年2月1日 ～平成26年1月27日	平成19年3月1日 ～平成27年2月15日
	平成18年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役2名 当社従業員39名	
ストック・オプションの付与数	普通株式 900株 (注) 1	
付与日	平成18年7月28日	
権利確定条件	(注) 5	
対象勤務期間	(注) 6	
権利行使期間	平成20年2月1日 ～平成28年1月24日	

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

- 2 権利を付与された者が、当社の役員または従業員たる地位を失った場合、これを行行使することはできない。
- 3 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。
- 4 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社と協力関係にあることを要する。
- 5 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
- 6 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	60	438
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	12	297
失効(株)	—	—
未行使残(株)	48	141
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション①
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	303	501
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	150	105
失効(株)	—	—
未行使残(株)	153	396
	平成16年ストック・オプション②	平成17年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	1,788
付与(株)	—	—
失効(株)	—	3
権利確定(株)	—	1,785
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	15	—
権利確定(株)	—	1,785
権利行使(株)	—	252
失効(株)	—	—
未行使残(株)	15	1,533

	平成18年ストック・オプション
権利確定前	
前事業年度末(株)	900
付与(株)	—
失効(株)	51
権利確定(株)	—
未確定残(株)	849
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	849

(注) スtock・オプションの数は、株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
権利行使価格(円)	22,223	53,334
行使時平均株価(円)	81,800	88,600
付与日における公正な評価単価(円)	—	—
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション①
権利行使価格(円)	53,334	53,334
行使時平均株価(円)	160,000	158,571
付与日における公正な評価単価(円)	—	—
	平成16年ストック・オプション②	平成17年ストック・オプション
権利行使価格(円)	53,334	53,334
行使時平均株価(円)	—	86,400
付与日における公正な評価単価(円)	—	—
	平成18年ストック・オプション	
権利行使価格(円)	80,000	
行使時平均株価(円)	—	
付与日における公正な評価単価(円)	—	

(注) 権利行使価格については、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年ストック・オプションの単価は、未公開企業であったため単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、割引キャッシュ・フロー法により算定しております。

なお、当事業年度末における本源的価値の合計額は46,695千円であります。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年10月31日)		当事業年度 (平成19年10月31日)	
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
流動資産		流動資産	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金繰入限度超過額	342	未払費用	22,367
未払費用	17,554	未払事業税	2,825
未払事業税	1,901	未払事業所税	1,156
未払事業所税	906	返品調整引当金	8,894
返品調整引当金	4,726	たな卸資産評価損	1,462
たな卸資産評価損	142	繰延税金資産合計	36,706
繰延税金資産合計	25,572		
固定資産		固定資産	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
投資有価証券評価損	3,188	退職給付引当金	15,219
退職給付引当金	12,537	ソフトウェア償却費	11,380
繰越欠損金	31,007	繰延税金資産小計	26,599
繰延税金資産小計	46,734	評価性引当金	△18,864
評価性引当金	△46,734	繰延税金資産合計	7,735
繰延税金資産合計	—		
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	交際費等永久に損金に算入されない項目	17.9
住民税均等割額等	0.7	住民税均等割額等	2.3
評価性引当額	△47.5	特別税額控除	△3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△3.1	評価性引当額	△121.2
		その他	△1.0
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	△64.6

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成17年11月 1 日 至 平成18年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)

該当事項はありません。

(企業結合関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1株当たり純資産額	35,061円14銭	45,431円45銭
1株当たり当期純利益	3,055円37銭	1,331円80銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	1,252円48銭
	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権および新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。なお、当該株式分割が前期首に行われていたと仮定した場合の前事業年度の1株当たり純資産額は24,291円60銭、1株当たり当期純利益金額は1,493円99銭となります。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権および新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p>	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成18年10月31日)	当事業年度 (平成19年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	925,088	1,338,001
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	925,088	1,338,001
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数(株)	26,385	29,451

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1株当たり当期純利益金額		
損益計算書上の当期純利益(千円)	75,247	38,566
普通株式に係る当期純利益(千円)	75,247	38,566
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	24,628	28,958
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	—	—
普通株式増加数(株)	—	1,834
(うち新株予約権(株))	—	(1,834)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株引受権3種類(新株引受権の目的となる株式の数801株)および新株予約権4種類(新株予約権の数1,068個)。</p> <p>これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	—

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
<p>(新株式の発行)</p> <p>当社株式は、平成18年12月12日に株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場へ上場いたしました。</p> <p>平成18年11月7日、平成18年11月20日および平成18年11月30日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、平成18年12月11日に払込が完了いたしました。その主な内容は次のとおりであります。</p> <p>なお、この結果、平成18年12月11日付けで資本金は714,055千円、発行済株式数は28,635株となっております。</p> <p>(1) 募集方法 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>(2) 発行する株式の種類及び数 普通株式 2,250株</p> <p>(3) 発行価格 1株につき 160,000円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>(4) 引受価額 1株につき 147,200円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>(5) 発行価額 1株につき 127,500円 (資本組入額 73,600円)</p> <p>(6) 発行価額の総額 286,875千円</p> <p>(7) 払込金額の総額 331,200千円</p> <p>(8) 資本組入額の総額 165,600千円</p> <p>(9) 払込期日 平成18年12月11日</p> <p>(10) 資金の用途 設備投資、製品等開発に係る資金および運転資金</p>	<p>(ストック・オプションの付与)</p> <p>当社は、平成19年11月22日開催の取締役会決議に基づき、平成19年11月26日付けで当社の取締役、監査役及び従業員に対して、ストック・オプションを付与いたしました。その主な内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) スtock・オプションの割当を受ける者及び割当てるストック・オプションの数 当社の取締役1名に40個、当社の監査役2名に8個、当社の従業員65名に152個を割り当てる。</p> <p>(2) スtock・オプションの目的となる株式の種類及び数 当社普通株式200株</p> <p>(3) スtock・オプションの発行価額 無償で発行するものとする</p> <p>(4) 発行するストック・オプションの総数 200個 (ストック・オプション1個につき普通株1株)</p> <p>(5) スtock・オプションの行使に際して出資される財産の価額 ストック・オプション1個当たり 139,555円 (1株当たり 139,555円)</p> <p>(6) スtock・オプションの行使により普通株式を発行する場合における発行価額の総額 27,911,000円</p> <p>(7) スtock・オプションの行使期間 平成19年11月26日から平成28年11月25日までとする。</p>

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株) a m 3	5,000
		(株) DGモバイル	200
計		5,200	32,164

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	15,454	4,570	—	20,024	7,135	2,470	12,888
構築物	395	—	—	395	129	68	265
器具及び備品	84,990	25,532	—	110,522	79,231	20,677	31,291
有形固定資産計	100,839	30,102	—	13,942	86,496	23,216	44,445
無形固定資産							
特許権	1,573	—	—	1,573	682	196	891
商標権	2,952	147	—	3,099	1,066	305	2,033
ソフトウェア	361,366	147,794	100,208	408,951	224,951	151,760	184,000
ソフトウェア仮勘定	3,004	114,277	114,109	3,173	—	—	3,173
その他	6,878	3,461	147	10,193	—	—	10,193
無形固定資産計	375,776	265,679	214,464	426,991	226,699	152,261	200,291

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(千円)

器具及び備品	パソコン	23,389
ソフトウェア	販売用ソフトウェアのバージョンアップ	114,109
ソフトウェア仮勘定	販売用ソフトウェア	114,277

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(千円)

ソフトウェア	当事業年度に償却の終了したソフトウェア	73,084
--------	---------------------	--------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
一年以内に返済予定の長期借入金	22,080	14,220	2.1	—
長期借入金(一年以内に返済予定のものを除く)	22,380	8,160	2.5	平成21年8月
合計	44,460	22,380	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	8,160	—	—	—

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	841	1,560	—	841	1,560
返品調整引当金	11,614	21,858	—	11,614	21,858

- (注) 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替額であります。
 2 返品調整引当金の当期減少額(その他)は、洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	411
預金	
当座預金	3,961
普通預金	661,423
定期預金	42,926
預金計	708,312
合計	708,723

b 受取手形

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
報映産業株式会社	1,714
凸版印刷株式会社	1,501
計	3,215

ロ 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成19年11月	472
12月	—
平成20年1月	2,045
2月	698
計	3,215

c 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ソフトバンクBB株式会社	89,049
KDDI株式会社	53,884
デジタルカタバルト株式会社	45,668
株式会社ベネッセコーポレーション	28,479
NTTソルマーレ株式会社	20,385
その他	247,037
計	484,504

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
257,268	1,860,683	1,633,447	484,504	77.1	72.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

d 製品

区分	金額(千円)
パッケージソフトウェア	17,594
計	17,594

e 原材料

区分	金額(千円)
パッケージソフトウェア	33,690
計	33,690

f 仕掛品

区分	金額(千円)
受託制作	39,946
計	39,946

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
東京電化株式会社	27,037
プライムワークス株式会社	9,974
株式会社インフォシテイ	8,541
株式会社ボイジャー	8,541
株式会社ディーエムエル	3,366
その他	21,447
計	78,908

b 未払費用

区分	金額(千円)
未払賞与	54,970
未払給与手当	9,797
未払社会保険料	8,620
その他	5,237
計	78,626

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヵ月以内
基準日	10月31日
株券の種類	1株券、10株券
剰余金の配当の基準日	4月30日、10月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社の本店および全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは、次のとおりです。 http://www.celsys.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等がないため、該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）に係る有価証券届出書を平成18年11月7日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記（1）に係る訂正届出書を平成18年11月21日及び平成18年12月1日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第16期（自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日）平成19年1月31日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書

事業年度 第17期中（自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日）平成19年7月27日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

平成19年8月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づくもの（主要株主の異動）であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 1 月31日

株式会社セルシス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 代 清 和 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシスの平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシスの平成18年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月7日、平成18年11月20日および平成18年11月30日開催の取締役会において新株式の発行を決議し、平成18年12月11日に払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 1 月30日

株式会社セルシス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 代 清 和 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシスの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシスの平成19年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。